報道各位

新潟市デジタル行政推進課

マイナポイント支援窓口におけるマイナポイント誤付与について

本市が設置しているマイナポイント支援窓口において、誤って別の人にマイナポイント を付与する事案が2件確認されましたのでお知らせします。

- ■内 容 支援窓口においてマイナポイントの申込を支援する際、誤って別の人にポイントを付与する事案が令和4年12月に西区役所、令和5年3月に東区役所でそれぞれ1件ずつ、ポイントを付与されなかったご本人からの指摘により確認された。
- ■原 **因** 本手続支援のために設置した端末で先に手続きをした方が、手続きの途中で中断された後、ログアウトせずに次の方が手続きを行ったことによる。
- ■対 応 ポイントを付与されなかった市民へは、謝罪のうえ、事業者より本来受け 取ることができた金額分を補填した。
- ■再発防止 本市では、支援窓口において国により誤付与防止対策が施された専用サイトを必ず利用することを徹底するとともに、国の申込支援マニュアルに沿った支援を委託事業者、区へ改めて周知した。

※本案件の対応は26日17時30分までとさせていただきます。

問い合わせ先

新潟市デジタル行政推進課 担当:箕打

電話:025-226-2470 (直通)

E-mail: digital@city.niigata.lg.jp